

岐阜市福介第869-7号  
平成25年 1月10日

指定介護予防サービス事業者 様

岐阜市長 細江 茂光

岐阜市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護  
予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等  
を定める条例の制定について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号及び第105号）により改正されました介護保険法（平成9年法律123号）第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号並びに115条の4第1項及び第2項において、市（中核市）は、条例で基準を定めることとされています。

このため、本市は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令35号。以下「省令」という。）に応じて岐阜市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第78号。以下「条例」という）を公布し、平成25年4月1日から施行します。

条例各条の趣旨は下記のとおりです。市の独自基準により省令とは異なるところがありますので今後の事業運営にご留意をお願いします。

## 記

1 条例と省令との対照  
別表を確認願います。

2 条例各条の解釈について

別表の「独自基準を規定するもの」欄において○印が付されている条については、以下によることとし、これら以外は次項に掲げる国の通知等の例によるものとします。

(1) 暴力団の排除（第4条）

この規定の趣旨と内容は、岐阜市暴力団排除条例（平成24年岐阜市条例第13号）に基づいて、市と指定介護予防サービス事業者が協働して、暴力団排除の推進を図るものであり、事業を実施する法人の役員、事業の管理者をはじめとする事業の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者であって

はならないこととします。

したがいまして、貴事業所において該当する者がいないか等点検されますとともに、今後の運営にあたり十分ご留意ください。

- (2) 運営規程（第 28 条第 7 号、第 56 条第 8 号、第 74 条第 7 号、第 84 条第 6 号、第 93 条第 5 号、第 103 条第 10 号、第 122 条第 9 号、第 140 条第 9 号及び第 10 号、第 158 条第 10 号及び第 11 号、第 180 条第 7 号及び第 8 号、第 195 条第 7 号及び第 8 号、第 214 条第 9 号及び第 10 号、第 233 条第 10 号及び第 11 号、第 244 条第 6 号）

第 28 条第 7 号、第 140 条第 9 号等に、本市独自の基準として、運営規程に「苦情を処理するために講ずる措置の概要」又は「緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き（訪問系のサービスを除く）」を盛り込むことを規定します。

この規定の趣旨と内容は、運営規程が、指定介護予防サービス利用時の条件や留意事項等を、当該事業所の利用希望者等に対して予め示すもので、事業所の選択時には欠くことのできない重要な情報の一つであることを考慮して、これらの利用者等の権利を擁護するため特に重要な事項を運営規程に定めることとするものです。

したがいまして、貴事業所の運営規程において、別の条に規定する苦情処理（第 36 条）や身体的拘束等の禁止（第 138 条等）を遵守していく上で必要な事項が定められているかどうかを点検されますとともに、定められていない場合は、速やかに定めてください。

- (3) 掲示（第 32 条第 2 項）・掲示及び目録の備え付け（第 248 条第 2 項）

第 32 条第 2 項等に、本市独自の基準として、運営規程や重要事項説明書等の重要事項をインターネットを利用した閲覧に供するよう努めることを規定します。

この規定の趣旨と内容は、利用者との契約が前提とされている指定介護予防サービス事業者）においても、利用申込者に対しサービスの選択性の向上を図るものです。

したがいまして、貴事業所のホームページ等において、これらの掲示に努めるとともに、常に最新の情報が閲覧できるよう点検及び更新を実施してください。

- (4) 記録の整備（第 40 条第 2 項、第 57 条第 2 項、第 75 条第 2 項、第 85 条第 2 項、第 94 条第 2 項、第 108 条第 2 項、第 124 条第 2 項、第 143 条第 2 項、第 182 条第 2 項、第 218 条第 2 項、第 235 条第 2 項、第 249 条第 2 項、第 263 条第 2 項）

第 40 条第 2 項等に、本市独自の基準として、記録の保存期間は「5 年間」とすることを規定します。（省令においては「2 年間」と規定されています。）

この規定の趣旨と内容は、障害福祉サービス等、他の社会福祉事業等の基準に定められる記録の保存期間や地方自治法において金銭債権の時効は「5 年間」と規定されていることとの整合を図るものです。

なお、経過措置として附則第 2 条に、この条例の施行（平成 25 年 4 月 1 日）まで

に保存されている記録については「2年間」の保存でよいことを規定しています。

したがいまして、貴事業所において、今後完結する記録から5年間保存する体制を整えてください。

(5) 非常災害対策（第106条第2項）

第106条第2項に、本市独自の基準として、風水害、地震等に備えた岐阜市地域防災計画への協力に努めることを規定します。

この規定の趣旨と内容は、災害時における施設の被災状況等を市へ報告することや二次避難所として災害時要援護者を受け入れる旨の協定を市と結ぶこと等、市と指定介護予防サービス事業者が協働することにより、岐阜市地域防災計画の推進を図るものです。

なお、本市は地域防災計画を毎年策定していますので、岐阜市ホームページ等で最新の内容を確認してください。

3 条例の解釈として準用する国の通知等

- ・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
- ・居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月7日厚生労働省告示第419号）
- ・厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年3月30日厚生省告示第123号）
- ・通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）
- ・介護保険施設等におけるおむつ代に係る利用料の徴収について（平成12年4月11日老振第25号・老健第94号）
- ・介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成12年11月16日老振第75号・老健第122号）
- ・病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について（平成19年5月31日医政発第0531003号・老発第0531001号）
- ・病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設等について（平成19年7月30日医政発第0730001号・老発第0730001号）
- ・厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日厚生労働省告示第268号）
- ・介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号）
- ・介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日老高発0329第1号）

・社会福祉法人会計基準の制定について（平成23年7月27日雇児発0727第1号・社援発0727第1号・老発0727第1号）

なお、以上の通知等のほか、国等から発出されている又は今後発出される省令に関する通知等については、独自基準による部分を除き指定介護予防サービス事業者に対する指定、指導及び監査の基準としますのでご留意をお願いします。